

諮問日：令和2年3月18日（令和元年度（情）諮問第37号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（情）答申第33号）

件名：那覇地方裁判所平良支部等における特定日の弁論準備等の裁判の指定状況を示す文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

令和元年11月28日の那覇地方裁判所平良支部及び平良簡易裁判所における弁論準備、弁論、公判（準備）等の裁判の指定状況を示す文書（ただし、同庁玄関1階部分に掲示された民事1件、刑事1件の開廷表を除く。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、那覇地方裁判所長が本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、最高裁判所事務総長が「期日指定状況一覧表」を対象文書として特定し、改めて開示等の判断をすることとしていることは、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、那覇地方裁判所長が令和元年12月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

システムによって当日の弁論準備の裁判実施状況がわかるはずであり、不作成不取得はあり得ない。また、弁論準備といえども、民訴法により、裁判記録閲覧は第三者においても可能であり、公開裁判の原則からすれば、弁論準備であっても、裁判の実施状況は、公然となるべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「令和元年11月28日の那覇地方裁判所平良支部及び平良簡易裁判所における弁論準備、弁論、公判（準備）等の裁判の指定状況を示す文書のうち、同日、庁舎玄関1階部分に掲示した開廷表に記載されていた民事1件及び刑事1件の期日以外の期日が記載されている文書」と整理していた。

しかし、改めて検討した結果、本件開示申出文書について、「令和元年11月28日の那覇地方裁判所平良支部及び平良簡易裁判所における弁論準備、弁論、公判（準備）等の裁判の指定状況を示す文書のうち、同日、庁舎玄関1階部分に掲示した開廷表以外の文書」と再度整理し直し、原判断庁である那覇地方裁判所において該当する文書が存在しないか確認した。その結果、「期日指定状況一覧表」が存在することが認められた。

したがって、当該文書を対象文書として特定し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条各号に規定する不開示情報に相当する情報の記載の有無等について検討した上で、改めて那覇地方裁判所において開示等の判断を行うこととしたい。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                       |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 令和2年3月18日 | 諮問の受理                 |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年10月23日  | 審議                    |
| ④ | 同年11月20日  | 審議                    |
| ⑤ | 同年12月17日  | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 令和3年1月22日 | 審議                    |
| ⑦ | 同年2月19日   | 審議                    |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出文書については、

「令和元年11月28日の那覇地方裁判所平良支部及び平良簡易裁判所における弁論準備、弁論、公判（準備）等の裁判の指定状況を示す文書のうち、同日、庁舎玄関1階部分に掲示した開廷表以外の文書」とその申出の内容を再度整理し直し、原判断庁である那覇地方裁判所において該当する文書が存在しないか確認した結果、「期日指定状況一覧表」が存在することが認められたため、当該文書を対象文書として特定し、改めて同裁判所において開示等の判断を行うとのことである。本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記判断は合理的である。

したがって、那覇地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書として、「期日指定状況一覧表」を保有していることが認められる。

- 2 以上のとおり、原判断につき、最高裁判所事務総長が「期日指定状況一覧表」を対象文書として特定し、改めて開示等の判断をすることについては、当該文書が本件開示申出文書に該当するものと認められるから、妥当であると判断した。

#### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子